

第 60 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事抄録

< 汐川流域③ >

日時：平成 29 年 8 月 17 日（木） 10 時 15 分～11 時 00 分

場所：愛知県庁 6 階正庁

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 委員長挨拶
4. 議題

汐川流域（第 3 回）（10 時 15 分～11 時 00 分（質疑含む））

- 第 2 回流域委員会における意見と回答
- 河川整備計画（原案）の提示
- 第 2 回流域委員会からの変更点
- 第 2 回住民アンケート結果

5. 質疑

○委員

アンケート調査結果を見ると、水害について不安だという意見が多い川は、自然が少ない川という意見が多い。逆に、水害について安全だという意見が多い川は、自然が豊かな川という意見が多い。一般的には、河川に自然が多いと洪水への不安が高いと考えられるが、今回のアンケート結果では逆の傾向が読み取れる。その理由を教えてください。この水系は、川幅が広く、河川断面にゆとりがあると把握しておけば良いのか。

○事務局

汐川については、周辺に市街地が広がる下流部は、比較的川幅が広い状況である。下流部は感潮域であり、植生は少ないものの、魚類や貝類、鳥類等の生息数が多く、比較的豊かな環境であるため、そのような傾向になったと考えられる。

○委員

河川整備計画（原案）の横断形状のイメージ図において、どのような植生を目標としているのかが明記されていない。目標とする植生を記載しないと、外来種の温床、又は園芸種が植えられることとなる。どのように考えているのか、教えてください。

○事務局

基本的には、工事施行後も、この水系にある在来種の植生を再生させたいと考えており、そのために、施行時に在来種を生やす工夫が必要であると考えている。特別な希少種を他の場所から移植するという考えではない。

○委員

今、絶滅しかかっている生物を保護していくことが、これからの時代は必要だと思う。在来種だけではなく、この水系に生息する貴重種を保全していくという記述にも配慮してほしい。

○委員

アンケート調査結果にもあるように、今後も治水対策を中心に整備を進めて頂きたい。平成21年度の高潮時には浸水被害があったが、それ以降、堤防の嵩上げが行われ、今回の河川整備計画では、さらに堤防の嵩上げを実施する計画となっており、地元住民も安心すると思われる。ただ、渥美線橋梁については、前々から橋梁の架け替えができないとの話を聞いており、その橋梁部分から浸水を心配している住民が多い。その部分の対策をどうするのか教えて頂きたい。

○事務局

渥美線橋梁が低いことへの浸水対策については、これまでも鉄道会社と協議し、対策の必要性については双方で合意しており、暫定的な対策を予定している。具体的な対策方法については、引き続き協議を進めて行く。

○委員

今回の河川整備計画が策定された後、特に地元住民への周知が重要と考えるが、住民の皆さんにどのような方法で周知するのか教えて欲しい。

○事務局

愛知県の広報により河川整備計画策定を周知すると共に、河川整備計画の本文については、愛知県河川課のホームページ上で公開させて頂く。

○委員

河川整備計画（原案）19ページの「河川環境の整備と保全に関する目標」の中で、地域住民との連携との記載があるが、どのような形で連携していくのか具体的に教えて欲しい。

○事務局

環境の保全・再生や川とふれあえる場の維持・形成について、田原市や地元のボランティア団体、自治会の方々のご意見を伺いながら、整備を進めて行きたいと考えている。

○委員

河川整備計画（原案）の高潮対策の目標の箇所に、整備対象とする堤防高の数値が明確に記載されていない。アンケート調査結果では、高潮被害を気にしている住民が多く、この意見に対してどのように対応するのか。

○事務局

高潮対策については、住民の関心も高く、数字の記載方法を検討した上で、記載する方向で考えて行きたい。

○委員

目標とする治水安全度を超える規模、いわゆる超過洪水への対策について、今の文章では、発生した被害に応じて必要な対策を講じ、その後に水防活動へ情報提供を行うとされている。最近では、河川管理者も水防災活動に力を入れているので、水防災活動への取り組みを先に記述し、なおかつ災害が起きた場合の対策の記述、という順番の方が良いのではないかと。

○事務局

ご指摘の点については、そのような順番の書き方に変更させて頂きたい。

○委員

河川整備計画（原案）の河川環境の整備と保全に関する目標の箇所について、平成9年の河川法の改正により、河川環境が配慮事項から目的に変更となった。河川環境は目的にすべきなのに、今回の表現では、未だに配慮事項のように取られかねないので、表現には注意が必要である。また、多自然川づくりに努めると記述されているが、これについても、多自然型川づくりを実施すべきであるため、努めるとの表現も注意すべきである。

○事務局

ご指摘の点については、文章を再検討の上、適切な表現に変更させて頂きたい。

○委員

河川整備計画においては、治水対策などの整備メニューを詳細に書かないといけないという考え方がある中で、橋梁の掛け替えなどは、今後の協議によって、20年、30年のスパンで改築できるかどうかが決定的なこともある。どのような判断基準で河川整備計画に記載しているのか、基本的な考え方を教えて欲しい。

○事務局

流下能力があるとか、橋桁が所定の高さを有しているのかなど、それらの記載を検討する。それに対して、今後30年間でどのようにやっていくのかということも、明確にしていく必要があるため、今後検討していきたい。

○委員

河川整備計画（原案）19ページにハザードマップの記載があるが、田原市はまだ洪水ハザードマップが作られていないが、作られる方向にあるのか。また、過去の浸水被害の要因は、内水氾濫がほとんどとなっているが、内水に対してどのようなソフト支援を考えているのか。

○事務局

県管理河川では、洪水予報河川の5河川、水位周知河川の23河川については、水防法に基づき、浸水想定区域図を作成し、関係市町村へ情報提供している。この28河川以外については、汐川も含め、法律に基づかない浸水予想図を作成し、情報提供している。現在、先の28河川については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成を手掛けており、その他の河川についても、ゆくゆくは作成していかなければならないと考えている。

内水対策については、基本的には市町村の業務であり、そこは県と市町村で線を引いているところである。

高潮と津波対策については、津波浸水想定区域図を平成26年11月に県内一律で公表している。高潮浸水想定区域図は、現在、水防法改正に伴う変更を検討中である。

○委員

堤防が沈下した時に想定の水位を超えないとの記述があるが、浸水する危険度が高まること

となる。立地適正化計画については、居住誘導区域を設定する時に、浸水区域が問題化する。つまり、浸水区域には住居を誘導できないこととなるため、どのように考えれば良いか。

○事務局

高潮浸水想定区域図も津波浸水想定区域図も L2、最大クラスの津波の想定であり、避難に資する情報である。汐川の想定では、地震後の液状化はあまりせず、堤防が沈下した後も津波水位が超えないため、地震対策を行わない旨の記述をしている。ここで想定している津波は、施設防護の L1 レベルを対象としている。

○委員

住民は東北地震を想定して、その規模の地震・津波が発生するのではないかとと思われる。L1、L2 という用語の説明が必要である。

○事務局

ご指摘のとおり、あくまでも河川整備計画の対象は、施設を守る L1 レベルであること、それを超える規模 L2 への対応がソフト対策であるという記述をする。

6. 閉会

[了]